

## 数理的評価の遡及適用等が可能に (事務連絡出状)

対象先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

### ポイント

- 数理的評価等の取り扱いについて、厚生労働省から正式に事務連絡<sup>1</sup>が出状されました。<sup>2</sup>
- 併せて照会事項に関しても同省から回答がありました。
- 更なる弾力化<sup>3</sup>については、引き続き検討されている模様。

1…平成20年6月20日付事務連絡

2…ニュースNo.107(6/19付)、108(6/24付)、109(6/27付)でご案内済み。

3…ニュースNo.107でご案内。

### 照会事項の回答内容(要旨)

#### 【資産評価方法・許容繰越不足金の算定方法変更の双方に関する事項】

- ◆ 決算、回復計画、再計算のいずれのタイミングでの変更・再変更も可能。またそれは平成20年度以降も可能。  
基金もしくは事業主等の判断で変更可能。  
決算に反映する場合、決算提出期限に間に合わせること。  
厚年基金は数理人の所見が必要。  
DB年金は決算提出までに規約変更の承認認可申請が必要(理事長専決不可)。  
遡及適用は今回限りの特例。

#### 【資産評価方法のみに関する事項】

- ◆ 変更にあたっては、実務基準の変更理由に該当することが必要。
- ◆ 厚生労働省での資産評価方法変更ルールの検討は当面行わない。  
理由があれば評価方法を元に戻すことも可能と思われる。
- ◆ 今回の事務連絡は平成19年度の運用状況を受けて多数の確認が厚生労働省宛にあったため、正式に行政の見解を示したもの。  
平成19年度は「予想範囲を超えるような運用状況」、「運用環境の著しい変化があった場合」に該当すると考えている模様。

#### 【その他】

- ◆ 資産の著しい変化等を理由とした期中を計算基準日とする財政計算を行うことが可能。以上